

## 配慮事項等について

### 1. 趣旨

第1次基本方針、第2次基本方針において、それぞれ「文化芸術の振興に当たって留意すべき事項」、「配慮事項」とする部分について、第2次基本方針策定後の国内外の動向、意見募集・団体ヒアリングの結果等を踏まえ、第3次基本方針に盛り込むべき事項について検討する。

### 2. 検討の方向性

- 答申・第3次基本方針（案）において、
  - － 「第2 文化芸術振興のための重点施策」の中で「六つの重点戦略」に続く項目として盛り込むこと
  - － 基本法の各条文（第8条以下）に対応する「第3 文化芸術振興に関する基本的施策」（後日審議予定）に関連事項が含まれることを踏まえ、「特に配慮すべき事項等」として、重点施策（重点戦略）に関わるものであるとの位置付けを明確化する。
- 「特に配慮すべき事項等」として記載する内容については、第2次基本方針における「配慮事項」をベースとし、基本法との対応関係、意見募集・団体ヒアリングの結果等も参考として検討する（別紙1～3参照）。

### 3. 主な論点（例）

- 第2次基本方針策定後の国内外の動向、これまでの部会審議等を踏まえ、新たに盛り込むべき事項はないか。
- 基本法との対応関係を含め、「文化芸術振興に関する基本的施策」との関係で整理すべき内容はないか。
- 同じく重点施策（重点戦略）に対応する「戦略目標、評価指標・基準（例）」又は「工程表」との関係で検討すべき事項はないか。